

# 第3次鳥取市補助金等適正化方針

令和5年9月

## 目次

第1章	補助金等適正化方針策定について	3
1	策定の目的	
第2章	本方針の適用対象	4
1	補助金とは	
2	適用範囲	
3	性質別区分	
4	現状の課題	
第3章	本市補助金のさらなる適正化のために	6
1	本市補助金のあるべき姿とは「鳥取市補助金等適正化4原則」	
2	「4原則」を実現するために「チェック項目」	
第4章	業務フロー	9
第5章	目標	10
(参考資料)		11
	・「鳥取市補助金カルテ」(様式)	
	・性質別補助金額の推移	
	・性質別補助金額の推移分析	

# 第1章 補助金等適正化方針策定について

## 1 策定の目的

「補助」は、地方自治法第232条の2において、地方自治体の公益上必要がある場合に行うことを認められているもので、本市では地域や市民が主体となって行う公益性のある活動や、行政の補完的サービス事業などの経費を補助することで、協働による市民生活の向上を図っています。

一方で、補助金の財源の多くは税金で賄われており、特に市が単独の施策として実施する補助金については、本市の実情に応じた効果的な施策であることや、全ての市民へ公正に執行されていることの説明責任を果たさなければなりません。

本市では、これまで第1次(H18～20)、第2次(H28～R2)補助金等適正化方針の策定及び補助金等交付事務マニュアル(R3.3月)の制定により、補助金等の適正化に努めてきました。

現在、全ての補助金の交付予定額及び実績額を毎年度公表し、また事務マニュアルにより全庁で統一的な交付事務の適正化を行い、市民とのコンセンサスを図る取り組みを行っています。

これからは、少子高齢化、人口減少、DX、地域共生など複雑かつ高度化する地域課題に対して公民連携の機運が高まる中、補助金の果たす役割及び市民に対する説明責任も大きくなっていくことが見込まれます。そこで、地域課題の解決に対して効果的な市民の取り組みや先進的な活動を推進するための補助金施策を戦略的に展開し、また地方自治法をはじめ法令を遵守した適正な執行及び事業の管理を徹底する観点から、具体的な取り組み項目を設定し、全庁を横断して取り組むこととします。また取り組み内容を公開し、これまで以上に市民の納得、理解を得られる補助金を目指します。以上を目的として、第3次鳥取市補助金等適正化方針を策定します。

※第1次＝「第4次鳥取市行政改革実施計画に基づく補助金の整理合理化方針(H18～20)」、第2次＝「第2次鳥取市補助金等適正化方針(H28～R2)」

### ■グラフで見る補助金等交付額の推移(H17～R4決算)



※「大型」：賃貸型工場設置補助金、企業立地促進補助金、雇用維持創出支援事業費、労働力確保対策企業支援補助金、布袋工業団地整備事業費。

※国財源の特別定額補助金や地方創生臨時交付金活用事業等の臨時的な補助金は、推移を検討する妨げとなるため除いている。

## 第2章 本方針の適用対象

### 1 補助金とは

【地方自治法(抜粋)】第232条の2[寄附又は補助]普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

#### 【定義】

補助金とは、国または地方公共団体が各種の行政目的をもって、金銭その他のものを交付する行為であり、広義の補助金には法律法令上当然に国又は地方公共団体が負担すべきものとされている負担金を含むと解されているが、地方自治法第232条の2にいう補助金は恩恵的、援助的な目的をもって交付される狭義の意味での補助金をさすものと解される。

補助金の一般的な性格としては、①相当の反対給付を受けないものであること、②交付を受けた相手方が利益を受けるものであること、③交付された金銭について用途が特定されるものであること等が上げられる。(第一法規「地方自治法関係実務辞典」より)

### 2 適用範囲

本方針の適用範囲は、前項の定義に基づき、市の歳出予算18節「負担金、補助及び交付金」から支出される次の経費のうち(2)及び(3)とします。ただし(1)についても関係法令等に基づき適正な執行に努めることとします。

- (1) 負担金 法令又は契約等によって本市が負担することとなり支出するもの。
- (2) 補助金 特定の事業等を育成、助長するために公益上必要があると認められる場合に反対給付を求めずに支出するもの。
- (3) 交付金 法令、条例、規則等により、団体、組合等に対して本市の事務を委託している場合において当該事務処理の報償として支出するもの。(報償として一方的に交付する点において委託金とは異なる。)

### 3 性質別区分

補助金の目的、対象は多岐に渡るため、性質別で区分し、それぞれに適した適正化が必要です。

団体	運営費補助	1 団体運営費補助	公益性の高い団体に対して運営費を対象に補助するもの
		2 施設運営費補助	公益性の高い各種施設の運営費に対するもの
	事業費補助	3 施設整備事業に対する補助	社会福祉施設などの施設整備に対するもの
		4 借入金の利子等償還に対する補助	利子補給金に対するもの。
		5 イベント、大会等に関する補助	イベントや各種大会等に対するもの
		6 その他の事業費補助	上記以外の事業費補助
個人	その他	7 個人に対する補助	個人に対するもの

## 4 現状の課題

第2次適正化方針の取り組みの結果、R5 当初予算における補助金事業は、320メニュー、44億630万円※、一般会計当初予算(1,002億円)に占める割合は4.4%となりました。

H30 当初予算時※※と比較すると、▲13メニュー、▲2.9億円、▲0.5%となっており、財政面でのコスト縮減効果が表れています。

※コロナ事業含む。※※H30:補助事業333メニュー、47億円、一般会計当初予算(954.3億円)に占める割合4.9% ・市町村合併や中核市移行等の予算規模変動要因を排除し、実態に即した比較とするため中核市移行年度(H30)を比較対象とした。

一方で、補助金事業の適正化については2つの側面があり、上記の財政面と並び重要なのが、事務の執行の合規性(事務が法令等にしがたって適正に行われているか)です。

事務の執行の合規性に関しては、地方自治法第2条第14項⑯において「地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。」とされ、さらに同法第252条の37第1項で、中核市等に対して、包括外部監査人による財務に関する事務の執行等の監査の実施が義務付けられており、補助金等事務に関しても全国的に包括外部監査が進められているところです。

本市では、R3.3月「補助金等交付事務マニュアル」を作成し、各種法令規則に基づいた適正な補助金等事務の執行に全庁で取り組んでいるところですが、他の中核市等の改善状況を鑑み、本市の現状を分析すると、次の課題があることがわかってきました。

- ・戦略的な補助金展開(効果目標の設定、先進的・効果的な民間の自主活動による施策推進)
- ・合規性を判定する明確なルール作り
- ・ルールに適合していることを継続して検証する方法の確立
- ・市民が必要性或執行の合規性を判断できる十分な情報公開

そこで、第3次鳥取市補助金等適正化方針では、第3章以降で具体的な取り組み項目を設定し、課題解決を図るよう全庁一丸となって取り組めます。

## 第3章 本市補助金のさらなる適正化のために

### 1 本市補助金のあるべき姿とは

#### 「鳥取市補助金等適正化4原則」

補助金等の適正化を進めるための4原則を定め、令和6年度の補助事業より適用します。  
原則に適合しない補助制度は廃止、または適合するよう見直しを行います。

4原則	適正化の視点	根拠
合規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	地方自治法 2 条 14 項⑯ 地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。
3E※	(経済性)事務が経済的に行われ無駄がないか。 (効率性)事務が効率的に行われ生産性が高いか。 (有効性)事務が所期の目的を達成し効果を上げているか。	地方自治法 2 条 14 項⑭ 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、 <u>住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。</u>
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	地方自治法 232 条の 2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。
公平性	(公平性)事務執行が公平になされているか。 (透明性)市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	・事業の対象が特定の市民、団体に偏重し長期化すれば、既得権益となるおそれがある。 ・地方自治体として市民への説明責任を果たす。

※3E…経済性(Economy)、効率性(Efficiency)、有効性(Effectiveness)の総称。

## 2 「4原則」を実現するために

### 「チェック項目」

4原則の適合性を検証するための具体的なチェック項目を定めます。  
別に定める「補助金カルテ」によって検証し、結果に応じて見直しを行います。

#### 1 合規性(準拠性)

- ・補助金等の交付要綱が関連する法令・規則等に準拠していること。
  - ・市の単独補助金等は「第11次鳥取市総合計画」など公表する計画に基づいて実施していること。
- ※根拠となる法令、計画等がないものは原則として廃止するか、根拠計画に定めること。

#### 2 経済性

- ・補助額は必ず実費以下とすること。
  - ・精算の結果、補助額が実費を超えたことを確定した場合は必ず同一年度内に返還させること。
  - ・実績は領収証等の証憑で確認すること。
  - ・補助対象経費は補助金交付要綱で明確に示し、人件費、交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費、積立金、出資金、貸付金、寄附金は、原則として補助対象外経費とすること。
- ※人件費について、「団体運営費補助」、「施設運営費補助」で必要な場合は補助対象経費として認めるが、交付先の団体において対象経費と対象外経費を明確に区別させ実績報告させること。

≪実費を超えた不適切な補助事例≫

- ①補助金等の交付がなくとも自立可能と考えられる団体への補助。
  - ・団体が、内部留保資金(繰越金、特定目的外基金・積立金・定期預金等)を恒常的に有している。  
→団体の直近の財務諸表等を確認し、補助の必要性を検証すること。  
(目安として補助額以上の内部留保資金を3年以上保有している場合は不適切とみなす。)
- ② 補助金の現年過不足を翌年度精算としている。
  - ・実績報告書で、相手方に「繰越金」が発生している。  
→同一年度内に精算、返還させること。

#### 3 効率性

(標準補助率)

- ・市の単独制度として実施する補助金(※1)は、対象者が自発的に実施する事業への支援であるという観点から、原則として補助率1/2以下とすること。(※2)

※1:国県等制度に基づき市が間接的に実施する補助金以外の、市に裁量のあるすべての補助金。

※2:やむを得ず補助率1/2を超える補助率を適用する場合は、理由を明確に示した上で、補助目的に沿った上限額を設定すること。(→「上限額の設定」へ)

(上限額の設定)

- ・上限額は、標準的な手法を用いた場合に最も安価に実現できる経費を基本とし、過去の交付実績、直近年度の活動内容、相手方の財政状況等を総合的に判断し、決定すること。

## 4 有効性

(効果測定の実施)

- ・すべての補助金で効果測定目標と終期(上限3年)を設定する。

※R5にすべての補助金で設定し、以降は毎年度補助金カルテにより補助効果を測定し、終期到来ごとに必要性を検証、公開する。

## 5 公益性

- ・交付目的が、広く市民生活の向上に寄与するものであること。

## 6 公平性

(流動的な社会情勢の中、補助額が長期間固定化しているものは、公平性の確認が必要。)

- ・毎年(目安として過去3年のうち2回以上)同額を交付している補助金は、補助対象経費の積算資料を提出させ、内容を精査すること。

## 7 公平性②団体事務局が市内部にある補助金の見直し

- ・市が団体事務局業務を行うことは、補助金とは別に人的支援(人件費補助)を行うことになるため原則禁止とする。

※新たな担い手による効率的な事業への転換を検討すること。

※やむを得ず事務局委任を受ける場合は、客観的な必要性を明らかにすること。

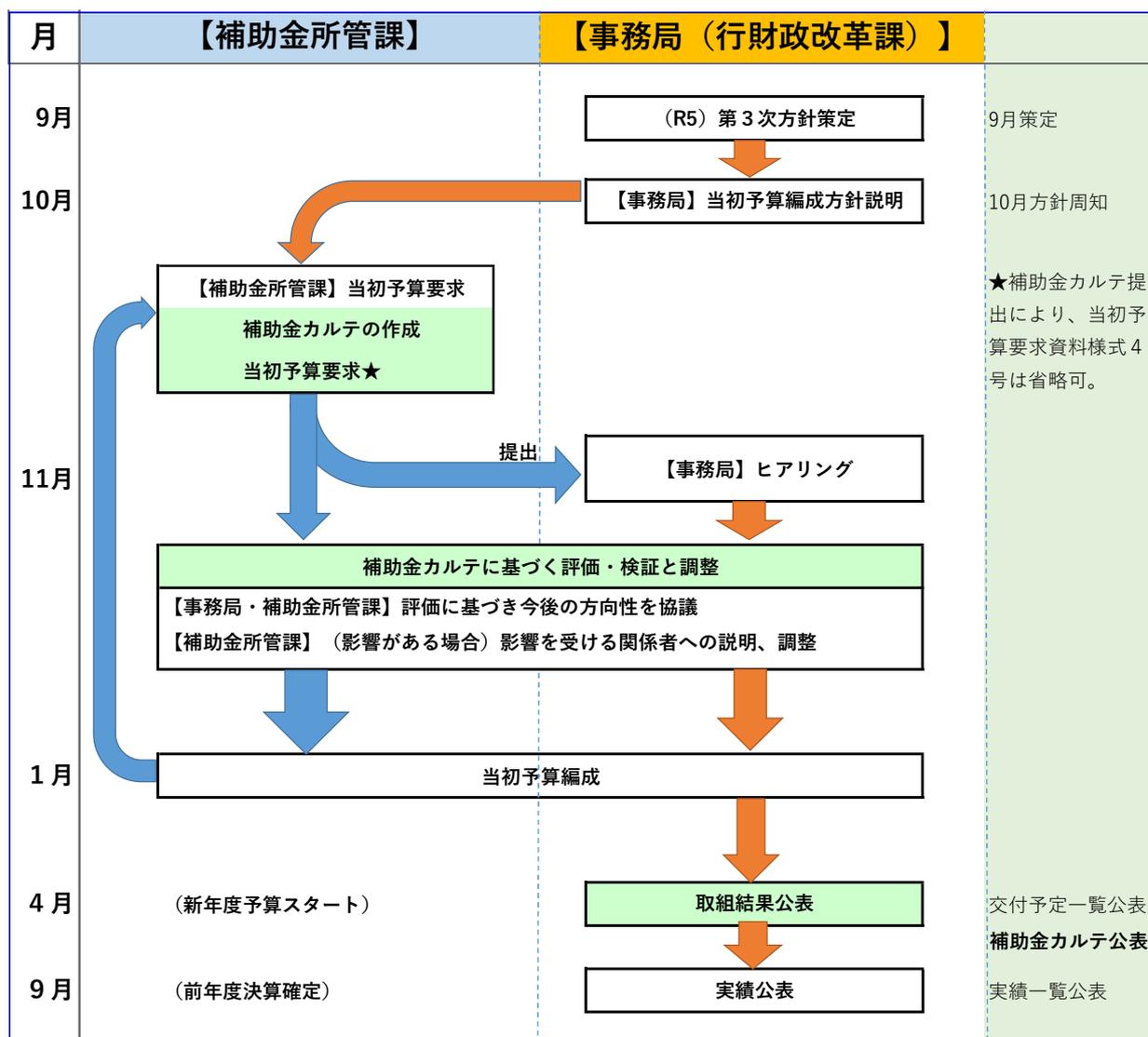
## 8 透明性

- ・「補助金カルテ」を策定し、すべての補助金で作成、検証すること。
- ・補助金の検証結果は、原則としてすべての補助金で公開すること。

## 第4章 業務フロー

本方針は、令和5年度から施行し、令和6年度当初予算編成より反映します。

ただし、個々の補助金等の見直しの実施にあたっては、影響を受ける団体に対して調整が必要なことから、経過措置期間を3年間として取り組みます。



## 第5章 目標

新たに定める鳥取市補助金等適正化4原則のチェック項目について、R7 年度(R8 年度事業向け)までに全ての補助金で適合することを目標とします。

また市民の納得、信頼が得られる透明性の高い補助金とするため、全ての補助金の取り組みを公開します。

### [補助金適合進捗目標]

年度	補助金数(件)A	目標(件)B	適正判定割合(B/A)
R5(R6 向け)	320	256	80%
R6(R7 向け)	320	288	90%
R7(R8 向け)	320	320	100%

R8年度以降は、「鳥取市市政改革プラン(第8次鳥取市行財政改革大綱)(仮)」の策定にあわせ、第3次適正化方針の取り組み結果を踏まえ、改めて適切な目標を設定することとし、切れ目なく補助金等の適正化に努めるものとしします。

(参考資料)・「鳥取市補助金カルテ」(様式)

鳥 取 市 補 助 金 カ ル テ						
	課(室)名		係名			
	担当者		TEL			
補助金名						
<b>1. 根拠法令</b>						
名称						
<b>2. 要綱等</b>						
名称						
<b>3. 予算科目・財源</b>						
科目	款		項		目	
	中事業					
特定財源の有無(選択)		※特定財源: 国県補助金、市債等一般財源以外の財源がある場合、ありを選択				
<b>4. 補助金の推移</b>						
決算額	R2	R3	R4	R5見込み	R6当初予算	R6積算根拠
件数(件)						
最終予算額						
決算額						
効果設定目標						
効果目標に対する実績						
<b>5. 事業期間</b>						
創設年度: 補助金制度を創設した年度 (記入例: 平成22)			終期(3年以内)			
	年度					
<b>6. 補助区分・補助率/補助額・上限額</b>						
補助区分(選択)	補助率・補助額			上限額(千円)		
補助率が1/2を超える場合、その理由						
<b>7. 交付対象</b>						
交付対象区分(複数回答可): ①個人 ②市民団体 ③事業者 ④外郭団体・公益的団体 ⑤その他						
区分	「⑤その他」の場合、その内容					
交付先が特定されている場合、交付先名						
交付対象要件						
<b>8. 補助金交付の目的</b>						
目的						
<b>9. 補助対象経費(経費区分を記入)</b>						
対象経費						
<b>10. 精算方法(同一年度内に実績報告、額確定、精算、返還まで行っているか)</b>						
<b>11. 実績確認方法(実績報告の際、相手方の収支報告に領収書等の証憑を添付させているか)</b>						
<b>12. 事務局(事務局委任)</b>						
交付対象団体等の事務局が行政内部にあるか: ①有 ②無						
	「①有」の場合、委任が必要な理由					

13. 交付対象者(団体)の収支状況

※№.6「補助区分」で①団体運営費補助を選択した補助金のみ記載

【「主な財源名」以外は別表に入力】

交付対象者の収入額・支出額  (R4年度または直近の決算年度)	収入総額(千円)		0		支出総額(千円)		0	
	収入のうち交付対象者の自主財源				支出のうち補助対象経費に含まれているもの			
	主な財源名 (例:会費、使用料等)		収入総額に占める割合 (%)		(含まれている場合は○)			
			#DIV/0!		人件費		積立金	
	収入のうち鳥取市補助金				交際費		出資金	
	補助金額(千円)		0		収入総額に占める割合 (%)		#DIV/0!	
				慶弔費		貸付金		
				飲食費		寄付金		
繰越金(千円)		0		懇親会費		他団体助成金		

4原則	適正化の視点	カルテ対応 No.	チェック		判定
			適正	不適正	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	1	右記以外	実施根拠となる計画、法令がない	
		2	右記以外	要綱を設置していない	
3E	(経済性)事務が経済的に行われ無駄がないか。	13	右記以外	交付先団体が恒常的に補助額を超える資金を有している。	
		10	右記以外	同一年度内で精算ができない	
		11	右記以外	実績報告に領収証等の添付がない	
		9	右記以外	補助対象外とすべき経費が含まれている	
	(効率性)事務が効率的に行われ生産性が高いか。	6	右記以外	補助率1/2超である	
			右記以外	(補助率1/2超の場合)合理的な理由がない	理由がある場合下記へ記載
右記以外			(補助率1/2超の場合)上限額を設定していない		
(有効性)事務が所期の目的を達成し効果を上げているか。	5	右記以外	終期設定がない		
	4	右記以外	効果測定目標の設定がない		
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	8	右記以外	特定の者の利益となっている	
公平性	(公平性)事務執行が公平になされているか。	4	右記以外	同額交付を続けている	
		12	右記以外	市が事務局を引き受けている	総合判定
	(透明性)市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	-	右記以外	検証結果を公開できない	
基準に拠らない理由	項目No. (不適合に☒が入るが合理的な理由があり適正とする場合に記入)				

※評価は判定結果及び今後の方向性を踏まえて行ってください。

【評価・審査】(選択) (適切・見直し)		【今後の具体的な改善方針】	
担当課			
行財政改革課			適合率 100%

## ・性質別補助金額の推移

(H26 年度補助金交付実績)

(金額単位:千円)

性質別区分	① 区分別金額	②割合	③事業数
1 団体運営費補助	1,062,778	22.7%	61 件
2 施設運営費補助	277,084	5.9%	17 件
3 施設整備事業に対する補助	1,065,108	22.7%	32 件
4 借入金の利子等償還に対する補助	187,341	4.0%	39 件
5 イベント、大会等に関する補助	135,146	2.9%	51 件
6 その他の事業費補助	1,479,621	31.6%	121 件
7 個人に対する補助	479,008	10.2%	41 件
計	4,686,086	100.0%	362 件

(R2 年度補助金交付実績)

性質別区分	④ 区分別金額	⑤ 割合	⑥事業数	⑦対 H26 金額(④-①)	増減率 (① →④)	⑧対 H26 事業数(⑥-③)
1 団体運営費補助	1,102,856	12.4%	60 件	40,078	3.8%	▲1 件
2 施設運営費補助	347,677	7.6%	18 件	70,593	25.5%	1 件
3 施設整備事業に対する補助	638,245	25.5%	24 件	▲426,863	▲40.1%	▲8 件
4 借入金の利子等償還に対する補助	21,932	0.5%	15 件	▲165,409	▲88.3%	▲24 件
5 イベント、大会等に関する補助	58,043	1.3%	29 件	▲77,103	▲57.1%	▲22 件
6 その他の事業費補助	2,174,553	47.4%	123 件	694,932	47.0%	2 件
7 個人に対する補助	242,795	5.3%	28 件	▲236,213	▲49.3%	▲13 件
計	4,586,101	100%	297 件	▲99,985	▲2.1%	▲65 件

※R2 実績については、比較の妨げとなるため国の緊急コロナ対策事業費(特別定額給付金等) 20,136,599 千円を除いています。

## ・性質別補助金額の推移分析

第二次適正化方針の取り組み分析として、H26 決算額と R2 決算額を比較すると、「3 施設整備補助」「4 利子補助」「5 イベント大会補助」「7 個人補助」が縮減の一方で、「1 団体運営費補助」「2 施設運営費補助」「6 その他の補助」が増額となりました。

増額となった「1 団体運営費補助」は、公益社団法人など団体の公益性に着目した補助であるため、補助の有効性が曖昧になりやすく、また補助の終期設定が難しい面があります。費用対効果、団体によるコスト縮減の努力、恒常的に補助金以上の資金を保有していないか等の確認を行い、補助継続の必要性につき説明責任を果たすことが課題です。

同様に「2 施設運営費補助」は、市民交流ホール、保育所、老人保健施設など施設の公益性によりその運営費を補助するもので、これまでも予算編成で必要経費の確認は行っているところですが、事業者によるコスト縮減の努力、事業収支に繰越金が発生していないかといった補助の合理性に関する精査が課題です。

「6 その他の補助」は、性質別区分「事業費補助」のうち3～5の分類のいずれにも該当しない事業費補助で、農林水産業、交通事業、観光産業等の事業者や市民団体等への補助です。国県制度によるものと、市単独制度がありますが、特に市単独制度は、主な財源を市の一般財源から捻出し、市の裁量で実施するものであることから、市施策との関連性、補助率・補助額・上限額の公平性、既得権益化の排除、サンセットの徹底(終期の設定)、スクラップ&ビルドの推進により、市民ニーズや社会情勢の変化に対応したものとなるよう継続した見直しが課題です。

一方で、縮減となった「5 イベント大会補助」「7 個人補助」についても、R2.1 月以降猛威を奮った新型コロナウイルス感染拡大防止のためやむを得ず縮小、中止となったものが含まれています。R5.5 月新型コロナウイルス感染症が5類へ移行となったことにより、補助対象事業の順次再開が見込まれますが、オンライン化やミニマム化の継続などコロナ禍で得られた知見を活かした改善に取り組むことが課題です。